

東大和市緑の基本計画改定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 現行の東大和市緑の基本計画(以下「基本計画」という。)の改定に当たり、有識者、関係機関、市民等の意見を反映させるために、東大和市緑の基本計画改定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、基本計画について意見をまとめ、市長に報告する。

(構成等)

第3条 懇談会は、委員10人以内で構成し、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 関係機関及び関係団体 4人
- (3) 市と協働している団体及び個人 2人
- (4) 公募による市民 3人以内

2 懇談会に座長及び副座長を置く。この場において、座長は委員の互選により選任し、副座長は座長が指名する。

3 座長は、懇談会を招集し、総括する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見等の聴取)

第4条 懇談会は、必要に応じて、懇談会委員以外の者の出席を求め、又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、環境部環境課及び都市建設部都市計画課において処理する。

(設置期間)

第6条 懇談会の設置期間は、市が基本計画の改定事務を終えるまでとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年8月30日から施行する。
- 2 この要綱は、設置期間の満了をもって、その効力を失う。